成蹊大学教育補助員に関する規則

制　　定　2018年３月７日
大 学 評 議 会
最新改正　2025年１月29日

（趣旨）

第１条　この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の授業における教育効果を高めることを目的として設ける「教育補助員（Teaching Assistant。以下「ＴＡ」という。）制度」に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則における「ＴＡ」は、本学の授業科目において教育補助業務を行う者をいう。

（就業規則の適用）

第３条　ＴＡは、成蹊学園アルバイト就業規則の適用を受ける。

（種別及び業務内容）

第４条　Ａ種ＴＡは、学部又は大学院博士前期課程における実験、実習、演習等の授業科目の教育補助業務に従事させるものとし、本学大学院博士後期課程に在学する学生のうちから採用する。

２　Ｂ種ＴＡは、次に掲げる授業科目について、当該授業時間並びに準備及び片付けの時間（１時間程度）の範囲内で教育補助業務に従事させるものとし、当該授業科目の履修者数が25名以上の場合に、本学大学院博士前期課程に在学する学生のうちから採用する。ただし、学部長又は全学教育運営委員会の委員長が必要と認める場合は、学部又は全学教育運営委員会が別に定める基準により、学部に在学する学生のうちから採用することができる。

（１）理工学部の実験・実習科目
（２）全学共通科目としての実験科目

３　前項の規定に関わらず、学部長又は全学教育運営委員会の委員長が必要と認める場合は、履修学生全員が情報機器を使用し、かつ、ＩＣＴを活用したアクティブ・ラーニングの要素を含む全学共通科目及び各学部の授業科目について、Ｂ種ＴＡを採用することができる。

４　前２項の規定により採用された学生のうちから実際に当該授業科目に配置することができるＢ種ＴＡの数は、当該授業科目の履修者数により定めるものとし、次に掲げる数を限度とする。

（１）履修者数25名以上54名以下　　１名
（２）履修者数55名以上84名以下　　２名
（３）履修者数85名以上114名以下　　３名
（４）履修者数115名以上144名以下　　４名
（５）履修者数145名以上　　５名

５　前項の規定に関わらず、学長が必要と認める場合は、２名を限度に、上限を超えてＢ種ＴＡを配置することができる。

６　Ｂ種ＴＡの配置にあたっては、当該授業科目の内容に応じて、延べ勤務時間上限数（第３項に規定する配置人数上限数に学期内授業時間数を乗じて得た時間数）の範囲内で、時限毎に必要な人数を調整することができる。

（採用の申請）

第５条　学部長、研究科長又は全学教育運営委員会の委員長（以下「学部長等」という。）は、所定の日までに、所定の申請書を学長に提出するものとする。この場合において、業務を行うに当たり特定の専門的知識が必要な場合には、学部長等は、当該授業科目担当者からの申し出に基づき、ＴＡとして採用する学生を指定することができる。

（採用の決定）

第６条　前条の申請に基づき、授業科目担当者が希望する教育補助業務を行うことができると学長が判断した者を理事長に上申する。

（担当時間）

第７条　ＴＡの担当時間は、Ａ種ＴＡ、Ｂ種ＴＡともに１週10時間以内とし、年間の勤務時間は、200

時間を超えないものとする。

（給与の支払い）

第８条　ＴＡへの給与の支給は、採用された学生のうちから実際に当該授業科目に配置された者の勤務実績に応じて行う。

（研修の実施）

第９条　本学は、ＴＡに対し、教育補助業務の改善及び充実を図るために必要な研修を行うものとする。

（事務の所管）

第１０条　ＴＡに関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

（規則の改廃）

第１１条　この規則の改廃は、理事長と協議の上、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則（略）